

経営力向上設備に関する課税標準の特例について

平成28年7月1日に施行された中小企業等経営強化法により、中小企業等が新たに取得した一定の要件を満たす「機械及び装置」「器具及び備品」「建物付属設備」について、取得の翌年から3年度分の固定資産税に限り、課税標準額が軽減されます。

なお、平成29年中に取得した資産について、平成30年度より本特例の適用を受けるとは、平成29年中に認定を受けている必要があります。平成29年中に認定を受けていない場合、特例の適用は2年度分（H31、H32のみ）となります。

ア 特例適用の要件

- ・ 経営力向上計画に記載の経営力向上設備（~~機械及び装置のみ~~）であること。
- ・ 取得期間が平成28年7月1日～平成31年3月31日であること。
- ・ 一基（一組又は一式）160万以上の機械及び装置であること。
- ・ 販売開始から10年以内のもの。
- ・ 旧モデル比で生産性が年平均1%以上であること。
- ・ 中古資産でないこと。

イ 特例率

固定資産税の課税標準を、**最大で3年間1/2に軽減**

ウ 提出資料

- ・ 経営力向上計画の申請書(写)
- ・ 経営力向上計画の認定書(写)
- ・ 工業会等による仕様書等証明書(写)

※リース会社が申告する場合は、併せて下記の資料を提出いただく必要があります。

- ・ リース契約書(写)
- ・ 固定資産税軽減計算書

※ 平成29年度税制改正により追加

【追加する対象設備】

- ア 中小企業が認定計画に基づき、平成30年度末までに取得する**一定の器具備品及び建物付属設備等**
- イ **生産性を高める設備**が対象（平成29年・平成30年に**新規取得**）